

## 渡航情報(危険情報)に関するご案内

2019.12.10 更新 (国名は 50 音順) アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、ロシア

アルメニアの危険情報【危険レベル継続】(内容の更新) 2019 年 08 月 01 日

### 【危険度】

#### ●アゼルバイジャンとの国境周辺地域

レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)(継続)

#### ●上記を除く地域(首都エレバンを含む)

レベル1:十分注意してください。(継続)

### 【ポイント】

●ナゴルノ・カラバフ紛争は未解決であり、アゼルバイジャンとの国境周辺地域では現在も発砲事件等が散発していますので、同地域への渡航はどのような目的であれ止めてください。

●政治・経済情勢によって大規模なデモや治安部隊との衝突事案の発生等、治安が悪化する可能性がありますので十分注意してください。

#### 1 概況

(1)アルメニアは、ナゴルノ・カラバフ地域をめぐって隣国アゼルバイジャンとの間に紛争を抱えており、両国の国境周辺地域では発砲事件などが散発的に発生しています。

また、首都エレバンなど上記以外の地域でも、2013 年 2 月以降、散発的に反政権デモが発生しています。首都エレバンでは、2015 年 6 月に電気料金値上げに反対する大規模デモが発生し、2016 年 7 月には反体制派武装集団による警察署占拠事件が発生しています。また、2018 年 4 月から 5 月には首相交代を求める大規模なデモ及び集会が発生、その後に現政権が発足し、現在は安定していますが、今後の政情の変化等により治安が悪化する可能性があります。

(2)これまでに、アルメニアにおいてテロによる日本人の被害は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア、バングラデシュ及びスリランカにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生しています。また、テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、特に、近年では単独犯によるテロや、一般市民が多く集まる公共交通機関等(ソフトターゲット)を標的としたテロが頻発していることから、こうしたテロの発生を予測したり未然に防ぐことが益々困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

#### 2 地域別情勢

##### (1)アゼルバイジャンとの国境周辺地域

レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

ナゴルノ・カラバフ紛争は、アルメニア・アゼルバイジャン両国によって 1994 年に停戦協定が署名されましたが、その後も現在に至るまで両国の国境周辺地域では、発砲事件などの停戦違反事件が散発的に発生し、双方の警備兵などに死傷者が出ています。これまでのところナゴルノ・カラバフ問題解決の具体的な見通しは立っていません。2014 年 7 月 31 日から 8 月初旬にかけて、アルメニア・アゼルバイジャン両国軍の衝突が発生し、アルメニア側 40 名、アゼルバイジャン側 12 名が死亡したとされています。また、同年 11 月 12 日にはアゼルバイジャン軍がアルメニア軍ヘリコプター 1 機を撃墜し、乗組員 3 人が死亡しています。そして、2016 年 4 月 2 日には 1994 年の停戦協定以来最大の戦闘が発生し、市民を含む多数の犠牲者が出ました。その後も 2017 年 2 月にはアゼルバイジャン軍が停戦ラインを超えて侵入を試み、ナゴルノ・カ

ラバフの現地武装勢力に阻止され、アゼルバイジャン軍に数人の死者が出ており、同年5月にはアゼルバイジャン軍がナゴルノ・カラバフの現地武装勢力の施設をミサイル攻撃しました。また、2018年には北東部ロリ州のアゼルバイジャンとの国境付近で、アゼルバイジャン側からの銃撃により民間人1名が負傷する事件や国境付近の幹線道路を走行中の民間車両がアゼルバイジャン側から銃撃される事件も発生するなど、停戦違反が継続しており非常に危険です。

つきましては、アゼルバイジャンとの国境周辺地域への渡航は、どのような目的であれ、止めてください。

## (2) 上記を除く地域(首都エレバンを含む)

レベル1:十分注意してください。

2008年2月に行われた大統領選挙後、野党勢力によるデモや集会が行われ、治安当局と衝突したことにより、一時的に治安が悪化し、同年3月の非常事態令の発出や、同年4月の大統領就任式に際しても野党勢力が抗議集会等を開催しました。また、2013年2月の大統領選挙では、現職大統領が再選されましたが、その後もロシアとの関税同盟交渉や新年金制度への反対を訴える反政権デモ等が散発的に行われています。また、2015年1月、北西部のギュムリ市でロシア兵士がアルメニア人一家を惨殺する事件があり、これに抗議するデモ隊と警察との小競り合いがありました。同年6月にはエレバン市で電気料金引上げに反対する大規模デモがあり、警察との衝突が発生しています。2016年7月17日には反体制派武装集団が政治犯の釈放を求めて警察官らの人質に取ってエレバン市内の警察署を占拠する事件が発生し、その解決までに警察官2名が犠牲となりました。その間エレバン市内では、警察によるデモ参加者の不当な拘束に抗議し、また、一部については犯行グループを支持して大規模な集会が連夜行われ、警察隊との衝突で多数の負傷者が出ました。また、2017年9月には市内中心地で犯罪組織による発砲事件が発生し、1名が死亡しています。さらに2018年4月から5月には首相交代を求める大規模デモ及び集会が発生しています。

政権が発足から現在まで情勢は安定していますが、今後の政治・経済情勢によっては治安が悪化する可能性がありますので、渡航・滞在に当たっては、デモや集会、大衆が集まっている場所には近付かない、報道等から最新の情報を得るなどして安全対策に留意し、危険を避ける必要があります。

## 3 滞在に当たっての注意

滞在中は、以下の事項に十分留意して行動し、危険を避けるようにしてください。

(1) 海外渡航の際には万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/> )

3か月以上滞在する方は、在アルメニア日本国大使館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時に在アルメニア日本国大使館からの連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。( <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/> )

(2) 2018年より、エレバン市内の路線バス乗車時に日本人観光客がスリに遭う事件が複数発生しています。所持金品が狙われている可能性を常に意識して、むやみに財布及び現金を見せることは避けるといった基本的な防犯対策及び安全対策を講じてください。

(3) 犯罪被害を防止するため、浮浪者や物乞いに注意する必要があります。自宅の扉をノックする物乞いが少なくないので、ノックされても扉を安易に開けず、相手をよく確認してください。

(4) タクシーを利用する場合は、流しのタクシー(特に無許可のタクシー)は避け、タクシー会社から呼び出すタクシーを利用するようにしてください。

(5) アルメニアは地震災害が多い地域であり、1988年には約2万5千人の死者を出したとされる大地震(いわゆるスピタク地震)が発生しており、2011年10月の隣国トルコにおける大地震や、2012年12月の黒海地域での地震などの際には、アルメニア領内でも地震が観測されてい

ます。平素より10日分程度の食料・飲料水等の備蓄をお勧めします。

(6) 生水は安全とはいえませんので、飲料水には市販のミネラルウォーターの利用をお勧めします。

#### 4 その他

隣国のアゼルバイジャン、ジョージア、トルコ及びイランにも各々危険情報が発出されていますので御留意ください。

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省内関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く) (内線) 2306

○領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連) (内線) 3047

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地大使館連絡先)

○在アルメニア日本国大使館

住所: Babayan street 23/4, Yerevan, 0037, Republic of Armenia

電話: (市外局番 011)-52-30-10

アルメニア国外からは(国番号 374)- 11-52-0-10

ホームページ: [http://www.am.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.am.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

【危険度】

●クリミア自治共和国及びセヴァストポリ市

レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)(滞在中の方は事情が許す限り早期の退避を検討してください。)(継続)

●ドネツク州及びルハンスク州

レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)(継続)

●上記地域を除く全土

レベル1:十分注意してください。(継続)

【ポイント】

●クリミア自治共和国及びセヴァストポリ市では、ロシアによる不法占拠により、ウクライナ政府の統治が依然及んでいないため、どのような目的であれこの地域への渡航は止めてください。

●ドネツク州及びルハンスク州の一部の地域では、ウクライナ政府部隊と武装勢力との間で、依然散発的な戦闘が継続していますので、どのような目的であれこの地域への渡航は止めてください。

●その他の地域については比較的平穏で安定していますが、今後の政治情勢等を背景に治安が悪化する可能性は排除されず、引き続き注意が必要です。

1. 概況

(1)ウクライナでは、2013年11月にヤヌコーヴィチ大統領(当時)下の政府が、欧州連合(EU)との連合協定の署名プロセスの一時停止を発表したことを契機に、欧州統合を支持する市民を中心に抗議活動が各地で発生し、その後治安当局との衝突へと発展しました。その結果、2014年2月にヤヌコーヴィチ大統領は国外へ逃亡し、政権は崩壊しました。

(2)2014年3月、ロシアがクリミア自治共和国及びセヴァストポリ市を違法に「併合」したことにより、この地域では現在までロシアによる不法占拠が継続しており、ウクライナ政府の統治が及んでいません。

(3)こうした動きを受けて、2014年4月、ウクライナ東部のドネツク州及びルハンスク州において、武装勢力が行政府庁舎等を占拠し、自称「人民共和国」の樹立を一方的に宣言する等、ウクライナから分離独立を目指す動きが見られるようになりました。これに対して、ウクライナ政府は、武装勢力によって占領された領地を取り返すべく、「反テロ作戦」を開始し、現在まで同地域においてウクライナ政府部隊と武装勢力との間で散発的な戦闘が継続しています。

(4)首都キエフ市を含む上記以外の地域では、情勢は比較的安定しています。しかし、今後、政治・社会情勢等を背景に治安が悪化する可能性も排除されないことから、引き続き注意が必要です。

(5)これまでに、ウクライナにおいてテロによる日本人の被害は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア、バングラデシュにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生しています。また、テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、特に、近年では単独犯によるテロや、一般市民が多く集まる公共交通機関等(ソフトターゲット)を標的としたテロが頻発していることから、こうしたテロの発生を予測したり未然に防ぐことが益々困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

2. 地域別情勢

(1)クリミア自治共和国及びセヴァストポリ市

危険レベル3「渡航は止めてください(渡航中止勧告)」(滞在中の方は事情が許す限り早期の退避を検討してください。)(継続)

2014年の政変を受けて、ロシア系住民が多く住むクリミア自治共和国及びセヴァストポリ市(以下「クリミア」)では、ウクライナの領土の一体性を支持する住民と武装勢力との間で対立が深まり、武装勢力が行政府庁舎等を占拠する事態へと発展しました。2014年3月、自称「クリミ

ア共和国議会及びセヴァストーポリ「市議会」が「独立宣言」を採択し、その後、クリミアのロシアへの編入等を問う「住民投票」が違法に実施されました。この「住民投票」において、実施委員会は投票者の約96%がクリミアのロシア編入に「賛成」と発表し、これを受けてロシアはクリミアを違法に「併合」しました。ウクライナ及び欧米諸国はこのロシアによる行為を非難し、同国によるクリミア「併合」を認めていません。

クリミアでは現在までロシアによる不法占拠が継続しており、ウクライナ政府の統治が及んでいません。ウクライナ政府は、クリミアに立ち入る場合には、同国政府の許可を得る必要があるとしています。また、ロシアからクリミアへの立ち入りは違法と見なし、ウクライナ国内法による処罰の対象としています。

日本政府は、クリミアはウクライナの領土であるとの立場ですが、上記のとおりウクライナ政府の統治が及んでいないことから、仮に邦人渡航者がクリミアにおいて何らかの不測の事態に巻き込まれても、在ウクライナ日本国大使館による邦人援護を受けることは極めて困難です。さらに、状況によっては今後道路や空港が完全に封鎖されるなど、移動手段が大きく制限される可能性もあります。

つきましては、クリミアについて危険レベル3:「渡航は止めてください(渡航中止勧告)」。(滞在中の方は事情が許す限り早期の退避を検討してください。)の発出を継続しますので、この地域への渡航は、目的の如何を問わず止めてください。また、既にこの地域に滞在している方は、事情が許す限り早期の退避を検討してください。

なお、クリミアにおける取材について、報道各社等に向けて注意喚起を出しています。フリーの報道関係者を含め、2015年2月13日付「ウクライナ・クリミア半島での取材についての注意喚起」を踏まえ、クリミアへの渡航・滞在を見合わせるよう、強くお願いします。

## (2) ドネツク州及びルハンスク州

レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)(継続)

ウクライナ東部のドネツク州及びルハンスク州では、2014年4月以降、武装勢力による行政庁舎等の占拠、自称「人民共和国」の樹立宣言、保安庁や警察署の襲撃等、過激な行動が広がりました。こうした武装勢力の動きに対して、ウクライナ政府が「反テロ作戦」(その後「統一部隊による作戦」に名称を変更)を開始した結果、ウクライナ政府部隊と武装勢力との間で激しい戦闘が発生するようになりました。その後、2014年9月及び2015年2月に関係者間で和平合意が署名されましたが、それ以降も停戦違反は継続し、政府管理地域と被占領地域との「コンタクトライン」を中心に現在も散発的な戦闘が続いています。2017年1月にはドネツク州のアウジーウカ及び周辺地域において戦闘が激化し、民間人にも犠牲者が発生、それ以外の地域においても双方の犠牲者は出続けています。

つきましては、ドネツク州及びルハンスク州について危険レベル3「渡航は止めてください(渡航中止勧告)」の発出を継続しますので、報道関係者を含め、この地域への渡航は、目的の如何を問わず止めてください。

## (3) 上記を除く地域

レベル1: 十分注意してください。(継続)

### ア ハルキウ州

ウクライナ東部のハルキウ州はドネツク州及びルハンスク州に隣接し、2014年4月以降、武装勢力による州行政庁舎等の占拠、保安庁や警察署への襲撃等が発生していましたが、2015年以降は比較的平穏な状況が継続していたため、2017年に従来発出されていた危険レベル2を危険レベル1に引き下げました。

しかし、政治情勢等を背景に治安が悪化する可能性は排除されず、引き続き注意が必要です。一般的な安全対策を講じるとともに、常に不測の事態に備え、報道等から最新の情報を入手するように努めてください。

### イ その他の地域

上記(1)(2)を除く地域の治安は、比較的平穏で安定しています。但し、ウクライナでは時折、社会保障等内政に関する抗議集会が行われています。また、2017年6月にはキエフ市内において、ウクライナ国防省所属の大佐が乗車する車両が爆破される事件が発生したほか、その後も東部での戦闘等の影響で一部拳銃等の違法な武器が流通し、これらの武器を使用した犯罪も時々発生しています。

また、2018年11月25日、ケルチ海峡を通過しようとしたウクライナ海軍船団に対し、ロシア国境警備局の船舶が発砲し、ウクライナ側に負傷者が発生すると共に3隻の船舶が拘束されるという事案が発生しました。これを受けて翌11月28日からウクライナ国内の一部に戒厳令が発

出されました。また、同事案に伴い在ウクライナ・ロシア大使館、総領事館等で抗議活動が行われました。

抗議集会については治安当局の統制の下行われており、違法な武器の流通についても治安当局がその摘発に力を入れているなど、今後、政治情勢等を背景に治安が大きく悪化する可能性は低いとみられますが、引き続き注意が必要です。一般的な安全対策を講じるとともに、常に不測の事態に備え、最新の情報を入手するように努めてください。

### 3 滞在に当たっての注意

海外渡航の際には万々に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3か月以上滞在する方は、在ウクライナ日本国大使館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館からの連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。( <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/> )

### 4 隣国のロシア、ベラルーシ、モルドバにも危険情報が発出されていますので、御参照ください。

(問い合わせ窓口)

#### ○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関連課室連絡先)

#### ○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省内関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く) (内線) 2306

○領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連) (内線) 3047

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地公館連絡先)

#### ○在ウクライナ日本国大使館

住所: 4, Muzeiny Lane, Kyiv, 01901, Ukraine

電話: 044-490-5500

国外からは(国番号 380)44-490-5500

ファックス: 044-490-5502

国外からは(国番号 380)44-490-5502

ホームページ: <http://www.ua.emb-japan.go.jp/jpn/index.html>

【危険レベル】

●フェルガナ、ナマンガン及びアンディジャン各州のタジキスタン及びキルギスとの国境沿い山岳地帯(キルギス領に囲まれた飛び地ソフ及びシャヒーマルダンを含む)

レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)(継続)

●アフガニスタンとの国境付近で警戒が強化され立ち入りが制限されている地域

レベル2:不要不急の渡航は止めてください。(継続)

●上記を除く地域(首都タシケント市を含む)

レベル1:十分注意してください。(継続)

【ポイント】

●ウズベキスタン政府は、イスラム過激派組織や麻薬の密輸組織等に対する対策の一環として、過去にタジキスタン及びキルギスとの国境沿いの山岳地帯に地雷を埋設しました。現在、同地域における治安の安定化に向け、地雷の撤去や国境線の画定等の作業が関係各国間で進められていますが、未だ地雷の一部が残されていることもあり、非常に危険です。同地域への渡航は止めてください。

●アフガニスタンとの国境沿いの地域の治安情勢は、イスラム過激派組織の勢力が強い隣国アフガニスタンからの影響を受けやすく、不測の事態が発生する可能性があります。同地域ではイスラム過激派の侵入防止に向けた警戒強化措置が執られているところ、ウズベキスタン国境警備隊により警戒が強化され立ち入りが制限されている地域、鉄条網が敷設されている地域への不要不急の渡航は止めてください。

●その他の地域の治安情勢は比較的平穏で安定していますが、過去には凶悪事件等も発生し、近年でも、経済的困窮を起因とする犯罪も発生しており、また世界各地でソフト・ターゲットを狙ったテロ事件が頻発していることもあるので、平素から高い防犯意識を保ち、十分注意してください。

詳細

1. 概況

(1)タジキスタン及びキルギスとの国境沿い山岳地帯では、イスラム過激派組織や反政府組織等に対する治安対策の一環として、ウズベキスタン政府が多数の地雷を埋設した経緯があります。現在、同山岳地帯における治安の安定化に向け、ウズベキスタン及びキルギスとの国境線の画定に向けた作業や地雷除去活動が進められていますが、未だ埋設地雷の除去作業は完了していません。そのため、これらの山岳地帯に立ち入ることは非常に危険です。

(2)隣国であるアフガニスタン国内ではタリバーン等のイスラム過激派組織によるテロ活動が多発しており、依然として予断を許さない状況にあります。ウズベキスタン政府は同国との国境線の警備を強化する等、イスラム過激派の侵入防止に向けた警備強化措置を執っていますが、アフガニスタン国内情勢の変化に伴い、不測の事態が発生する可能性があります。ウズベキスタン国境警備隊により警戒が強化され立ち入りが制限されている地域への不要不急の渡航は止めてください。

(3)ウズベキスタンでは、2016年12月にミルジョーエフ大統領が第二代大統領に就任しましたが、その後も国内の治安は平穏状態を保っており、近年、テロ事件は発生していません。しかし、世界各地で不特定多数の人々が集まる場所、いわゆるソフト・ターゲットをねらったテロ事件が発生しており、ウズベキスタンはアフガニスタンなどイスラム過激派組織の活動が活発な地域に隣接していることから、周辺地域を含めた情勢を十分に把握し、安全に配慮した計画を立てる等、十分な注意が必要です。

(4)これまでに、ウズベキスタンにおいてテロによる日本人の被害は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア、バングラデシュ、スリランカ及びアフガニスタンにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生しています。また、テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアを

じめとする世界中で発生しており、特に、近年では単独犯によるテロや、一般市民が多く集まる公共交通機関等(ソフトターゲット)を標的としたテロが頻発していることから、こうしたテロの発生を予測したり未然に防ぐことが益々困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

## 2. 地域別情勢

(1)フェルガナ、ナマンガン及びアンディジャン各州のタジキスタン及びキルギスとの国境沿い山岳地帯(キルギス領に囲まれた飛び地ソフ及びシャヒーマルダンを含む)：

レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)(継続)

タジキスタン及びキルギスとの国境沿い山岳地帯では、イスラム過激派組織や反政府組織に対する治安対策の一環として、ウズベキスタン政府が多数の地雷を埋設した経緯があり、今もその一部が残されています。近年、ウズベキスタン政府はタジキスタン政府との共同作業グループを立ち上げる等、これら地雷の撤去に向けた活動を進めていますが、未だ完全な撤去には至っていません。また、国境線が入り組んだ山岳地帯であるこの一帯は、イスラム過激派の侵入ルートや、麻薬密輸グループの麻薬運搬ルートとして利用されることも懸念されています。2009年にはキルギスとの国境近くのアンディジャン市郊外で国境検問所・警察施設への襲撃事件が発生し、2010年にはタジキスタンとの国境において国境警備隊と密輸業者集団との衝突が発生しました。この他にも2010年、2013年にキルギス領内の飛び地ソフにおいて、ウズベキスタン住民とキルギス住民との衝突も発生しました。新政権発足後、周辺国との関係は改善に向かいつつあり、国境地域における治安の安定化に向け、関係各国による国境画定交渉も進められ、国境線の多くが画定しつつありますが、未だタジキスタン及びキルギスとの国境地帯においては、不審者に対する当局による厳格な措置が講じられており、時折、当局による侵入者に対する発砲事案等も発生しています。

ついては、上記地域への渡航は、どのような目的であれ、止めてください。

(2)アフガニスタンとの国境付近で警戒が強化され立ち入りが制限されている地域：

レベル2:不要不急の渡航は止めてください。(継続)

アフガニスタン国内ではタリバーン等のイスラム過激派組織によるテロ活動が多発しており、また、ウズベキスタンと国境を接するアフガニスタン北部ではISIL系組織が勢力を拡大していると言われるなど、依然として予断を許さない状況にあります。ウズベキスタン政府は南部国境地帯に国境警備隊を重点配備する等、アフガニスタン等からのイスラム過激派侵入防止に向けた同国との国境線の警備対策を強化していますが、アフガニスタンと国境を接する周辺国や、アフガニスタン国内情勢の変化に伴う不測の事態が発生する可能性は排除されません。

ついては、上記地域への不要不急の渡航は止めてください。上記の情勢にもかかわらず、やむを得ない理由で同地域に渡航する場合には、特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

(3)上記(1)～(2)を除く地域(首都タシケント市を含む)：

レベル1:十分注意してください。(継続)

ア これまでにウズベキスタン国内では、1999年にタシケント市中心部政府庁舎及び付近での爆弾テロ、2004年にタシケント市チョルスー・バザールでの爆弾テロ事件、ブハラ市でのイスラム過激派の爆弾製造工場とみられる施設の爆発事件、タシケント市内での米国大使館、イスラエル大使館及び最高検察庁を標的とした連続自爆テロ事件、2005年にアンディジャン市での騒擾事件、2009年にタシケント市内での武装グループと治安当局の間での銃撃戦等の事件が発生しましたが、近年は同国政府がテロと認定した事件は発生していません。2016年12月にミルジョーエフ大統領が第二代大統領に就任しましたが、その後もウズベキスタン国内の治安は平穏状態を保っています。

他方で近年、世界各地で、より効果・影響の大きな都市部のホテルや市場など不特定多数の人々が集まる場所、いわゆるソフト・ターゲットをねらったテロ事件が発生しています。これらテロ事件の背景にイスラム過激派組織が関与しているところ、ウズベキスタンはアフガニスタンなどイスラム過激派組織の活動が活発な地域に隣接していることもあり、情勢の変化には十分な注意が必要です。

イ 一般犯罪では、経済的困窮を背景として、金品をねらう強盗、暴行、スリやひったくり等の窃盗といった事件が度々発生する傾向が見られます。2005年には、邦人旅行者がタシケント市内のホテルで強盗殺人被害に遭うという凶悪犯罪も発生しているほか、近年においても強盗事



件や暴行事件等、邦人が被害に遭う事件が発生しています。犯罪被害に遭わないよう、平素より高い防犯意識を保つよう心掛けてください。

ウ 国境警備隊により警戒が強化され、立ち入りが制限されている地域外に位置するテルメズ市街地及びその周辺地域を訪問する際についても、現在のアフガニスタン情勢を踏まえ、言葉(ロシア語、ウズベク語)の通じる信頼できるガイドを雇う、現地の最新情勢を常に把握する、渡航計画段階で在ウズベキスタン日本国大使館やウズベキスタン側の受け入れ関係機関から最新の情報を収集する等、安全を十分に確保するために必要な対策を講じ、不測の事態に巻き込まれないよう十分な注意が必要です。

### 3. 滞在に当たっての注意

滞在中は、下記の事項に十分留意して行動し、危険を避けるようにしてください。詳細は在ウズベキスタン日本国大使館ホームページにある「安全対策基礎データ」「テロ・誘拐情勢」及び「ウズベキスタン滞在のための手続き一覧」「税関申告書記載要領」等をご覧ください。また、外務省、在ウズベキスタン日本国大使館、報道等から最新の情報を入手するよう努めてください。

#### (1) 一般的注意事項

海外渡航の際には万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3か月以上滞在中の方は、在ウズベキスタン日本国大使館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時に在ウズベキスタン日本国大使館からの連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。( <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/> )

#### ア 犯罪被害

日本人の被害状況としては、2014年9月から2019年9月現在までの過去5年間で、強盗被害2件、家宅侵入及び暴行被害1件、警察官になりすました者による窃盗被害1件等が報告されています。

ウズベキスタンでは、首都タシケントの中心部であっても、街路灯が少なく、薄暗い場所が数多くあります。特に夜間の一人歩き、人通りの少ない路地等は避けてください。また、当地では無許可営業のタクシー(いわゆる「白タク」)が数多く走行し、地元の人々も日常的に利用していますが、この種のタクシーは運転手の素性が不明であり、犯罪に巻き込まれる可能性もあります。タクシーを利用する際には、運転手の素性が確かであり、安全性を担保できるタクシー会社や運転手自身が登録を必要とし、走行経路等が記録される配車アプリをご利用ください。

#### イ トラブルに巻き込まれないために

テロの標的となりやすい場所(政府・警察関連施設、公共交通機関、観光施設、ショッピングセンターや市場など不特定多数が集まる場所)に長時間滞在しないようにしてください。

ウズベキスタンでは政治的集会は基本的に認められていませんが、集会やデモ隊等に万一遭遇した場合には、混乱や巻き添えを避けるため、ただちにその場から立ち去るようにしてください。

#### (2) 観光旅行者、出張者の方へ

ア 地方へ旅行や出張をする場合には、在ウズベキスタン日本国大使館等からお知らせする内容をご確認いただき、可能な限り当地の状況に詳しい信頼できるガイドや通訳等を手配し、ウズベキスタン側の受け入れ関係機関等と連絡を取り合う等、安全対策を十分に行ってください。

イ ホテルを紹介する等と誘われ、ひと気の無い場所へ連れて行かれて金品を強奪される被害が発生していますので、見知らぬ人の誘いには乗らないでください。また、夜間の単独外出は避けてください。

ウ バザールやバスの車内など混雑した場所や不特定多数の人が集まる場所では、ひったくりやスリの被害が多く見られますので、これらの犯罪に巻き込まれないよう十分注意してください。

エ レストランやバザール、小規模の商店などでは値段の表示がなく、外国人に対し法外な値段を請求することがあります。あらかじめ値段を確認するなどしてください。

オ 両替は銀行やホテルの両替所で行うことができます。バザールや両替所の周辺等において、いわゆるヤミ両替を持ちかけられることがあり

ますが、同行為は違法です。正規の両替所で両替して下さい。また、現地通貨「スム」から米ドル等への再両替はきわめて困難です。多額の現金を一度に両替することなく、必要に応じてその都度両替することをお勧めします。

(3) 長期滞在者及び長期滞在を予定されている方へ

外出する際は、所属先や知人等にあらかじめ行き先などを連絡し、携帯電話を携行するなど、常に連絡できる態勢を維持し、非常事態に備えてください。

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省内関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く) (内線) 2306

○領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連) (内線) 3047

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地大使館連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所: 1-28, Sadyk Azimov st., Tashkent, 100047, Republic of Uzbekistan

電話: (998-78)120-8060~63

国外からは(国番号 998)078-120-8060~63

特に国外の(日本を含む)携帯電話からは(+998)-78-120-8060/61/62/63

また日本の固定電話からは(0033-010-998)-78-120-8060/61/62/63

ファックス:(998-78)120-8075 又は 8077

国外からは(国番号 998)078-120-8075 又は 8077

特に国外の(日本を含む)携帯電話からは(国番号+998)78-120-8075 または 8077

また日本の固定電話からは(0033-010-998)-78-120-8075 または 8077

ホームページ: <http://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop-ja/index.html>

【危険レベル】

●チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチア・アラニア、カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴロポリ地方  
レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)(継続)

●上記を除く地域(首都モスクワ市を含む)

レベル1:十分注意してください。(継続)

【ポイント】

●チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチア・アラニア、カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴロポリ地方では、武装勢力による攻撃や自爆テロが多数発生しており、民間人にも多くの被害者が出ていることから、これらの地域への渡航はどのような理由であれ止めてください。

●首都モスクワやサンクトペテルブルク等の大都市では過去に地下鉄駅や国際空港においてテロ事件が発生しており、多数の死傷者が出ていますので十分に注意してください。

1. 概況

(1) イスラム過激派組織 ISIL(イラクとレバントのイスラム国)には多数のロシア人が参加しているとされており、帰還したイスラム過激派分子によるロシア国内でのテロの懸念が生じています。今後もシリアからの帰還者や ISIL の影響を受けた者等によるテロへの警戒が必要です。

(2) 北コーカサス連邦管区(チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチア・アラニア、カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴロポリ地方)では、武装勢力による襲撃や自爆テロ事件、誘拐が発生しています。特に、チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチア・アラニア、カバルダ・バルカルの各共和国では、警察等の法執行機関関連施設のみならず、不特定多数の人が集まる場所を狙った多数のテロ事件が発生しており、武装勢力や犯罪組織が警察等政府関係者や一般住民を誘拐、襲撃するケースなども見られます。また、北コーカサス地域を拠点とする武装勢力が、ISIL に忠誠を誓う旨の声明を發出し、「ISIL コーカサス州」と称して活動していると報じられています。これらの武装組織がテロを画策するおそれもあり、これらの地域の情勢が安定するには長期間を要すると見られるため、今後も警戒が必要です。

(3) モスクワ市などの大都市では、過去に、地下鉄駅や国際空港において多数の死傷者を出したテロ事件が発生しており、サンクトペテルブルクでは2017年4月に地下鉄で、2017年12月には市内スーパーマーケットでそれぞれ爆発事件が発生しました。引き続き地下鉄、空港、主要都市間の鉄道等の公共交通機関、FSB(連邦保安庁)、内務省等の治安機関(交通警察検問所を含む)、スーパーマーケット、ショッピングモール、市場、ホテル等の大型商業施設を狙った自爆テロや爆弾テロが発生する可能性があります。また、最近、爆発物を仕掛けた等の不審電話によりショッピングセンターやホテル、公共交通機関において、当局の指示で一時避難する事態が発生しています。万一このような事態に遭遇した場合には落ち着いて当局の指示に従って自らの安全を確保してください。

(4) ロシアとウクライナとの国境付近は、現下のウクライナ情勢に伴い緊張状態にありますので、十分注意してください。

(5) これまでに、ロシアにおいてテロによる日本人の被害は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア、バングラデシュにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生しています。また、テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、特に、近年では単独犯によるテロや、一般市民が多く集まる公共交通機関等(ソフトターゲット)を標的としたテロが頻発していることから、こうしたテロの発生を予測したり未然に防ぐことが益々困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

## 2. 地域別情勢

(1) チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、カバルダ・バルカル、北オセチア・アラニア、カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴロポリ地方  
レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)(継続)

これらの地域においては、武装勢力による攻撃や自爆テロ事件が多数発生しており、特に、チェチェン、イングーシ、ダゲスタンの各共和国でのテロの脅威には警戒が必要です。これらは主に警察等治安機関を標的にしたものです。一部には不特定多数を標的としたテロも見られ、民間人にも多くの犠牲者が出ています。2016年から2018年にかけて、ダゲスタン共和国やチェチェン共和国にて警察等の治安機関を標的とした爆弾テロが発生しました。これらに対し、連邦政府は、FSBを中心に大規模な掃討作戦(反テロ作戦)を継続的に行っており、武装勢力と当局との間で銃撃戦が頻繁に発生しています。しかしながら、武装勢力の活動を完全に阻止するには至っておらず、治安情勢は依然として不安定です。チェチェン共和国では、ロシア当局の集中的な掃討作戦によって、武装勢力は主要メンバーの多くを失い弱体化していると言われていますが、北コーカサス地域を拠点とする武装勢力がISILに忠誠を誓う旨の声明を發出し、「ISIL コーカサス州」と称して活動しており、2016年には同名でロシアへのテロを呼びかけるビデオ声明も發出されています。このような背景に鑑み、テロが発生するおそれもあることから、警戒が必要です。

北コーカサス地域の長期化する混乱の中で、こうした武装勢力の他にも、犯罪集団による誘拐、武装勢力や当局に対する個人的な報復のための襲撃、殺人事件等も発生しています。

近年の各地における主な事例は以下のとおりです。

### ア チェチェン共和国

- ・2014年10月、グロズヌイ市の劇場付近で自爆テロ事件が発生し、警察官が5人死亡、12人負傷しました。
- ・2014年12月、プーチン大統領がモスクワで一般教書演説を行っている日に、グロズヌイ市内において武装集団が警察署を襲撃し、その後印刷会館、学校に立てこもり、最終的には当局によって鎮圧されましたが、多数の死傷者が出ました。
- ・2016年5月日、グロズヌイ郊外の検問所にて自爆テロが発生し、警察官6人が負傷しました。
- ・2017年3月、連邦国家親衛軍庁の施設が襲撃され、兵士6人が死亡しました。
- ・2018年5月、グロズヌイで、武装した男4人が、ロシア正教教会を襲撃し、警察官2人及び信者2人の計4人が死亡、警察官を含む2人が負傷しました(20日、「パキスタン・タリバン運動ジャマートゥル・アフラル」(TTP-JA)の分派組織「ヒズブル・アフラル」(HA)及びISILの「コーカサス州」が犯行声明を發出)。
- ・2018年8月、グロズヌイなど3カ所で、自爆を含む3件の襲撃事件が発生し、少なくとも警察官5人が負傷しました(21日、ISILが犯行声明を發出)。

### イ イングーシ共和国

- ・2013年8月、マルゴベク地区において、治安協議会幹部が襲撃され、運転手とともに殺害されました。
- ・2013年9月、ネステロフスカヤ村において、銃撃戦により警察官1人死亡、1人負傷、不審者も死亡しました。なお、この銃撃戦の際に車両に仕掛けられた爆弾が爆発しました。
- ・2016年3月、イングーシ共和国とチェチェン共和国の境界付近で、外国人を含むジャーナリスト等が乗車するバスが何者かによって銃撃され、ジャーナリストが殴打されるとともに、バスが放火されました。
- ・2016年3月、ナズラニ市においてモスク近くで自動車が爆発し、1人が負傷し、イスラム教指導者等の6台の自動車が損壊しました。
- ・2017年10月以降、警察官の哨所が繰り返し襲撃され、多くの警察官が負傷しています。

### ウ ダゲスタン共和国

- ・2013年5月、マハチカラの執行官事務所前において、自動車爆弾が2回にわたり爆発し、死者4人を含む40人以上が死傷する爆弾テロが発生しました。

- ・2013年5月、マハチカラの内務省庁舎近くの広場において自爆テロが発生し、1人が死亡し、18人が負傷しました。
- ・2013年8月、マハチカラの中心部の24時間営業の商店において爆発物が爆発し、9人が負傷し、その直後に同市内の別の商店で小規模な爆発(負傷者なし)が発生しました。
- ・2013年9月、フチニ村の警察署近くにおいて自爆テロが発生し、警察官等3人が死亡、民間人2人を含む12人が負傷しました。
- ・2013年10月、マハチカラ市中心部の商店前において爆弾が爆発し、2人が死亡、15人が負傷しました。
- ・2013年12月、ハサビュルトにおいて路肩爆弾が爆発し、2人が死亡、5人が負傷しました。
- ・2014年1月、マハチカラのレストランにおいて、手りゅう弾及び自動車爆弾が爆発し、14人が負傷しました。
- ・2014年8月、マハチカラの市交通警察幹部が自宅近くで何者かに射殺されました。
- ・2016年2月、デルベンツキー地区の交通警察詰所にて爆弾が爆破し、警官2人及び民間人1人が死亡、民間人6人を含む13人が負傷しました。(ISILが犯行声明を発出)。
- ・2016年3月、マハチカラ市近郊において、路肩に仕掛けられた爆発物により、治安機関職員が乗車する警察車両2台が爆破され、1人が死亡し、2人が負傷しました。
- ・2016年3月、ダバサランスキー地区の検問所付近で走行していた自動車が爆発し、警官1人が死亡し、1人が負傷しました。
- ・2017年1月から反テロ作戦が行われ、共和国各地において銃撃戦が行われた結果、警察官等に多くの死傷者が出ています。
- ・2018年2月、キズリャル市の教会において発砲事件が発生し、5人が死亡し、少なくとも5人が負傷しました (ISILの「コーカサス州」が犯行声明を発出)。

#### エ カバルダ・バルカル共和国

- ・2013年7月、テレク地区において武装集団に警察官が襲撃され、その後銃撃戦に発展し、武装集団のメンバー1人が射殺される事件が発生しました。
- ・2013年11月、ナリチクにおいて、非常事態省建物付近の路上で銃撃戦が発生し、内務省職員1人、襲撃した1人が負傷しました。
- ・2013年12月、ナリチクにおいて、警察幹部の自動車の下から爆発物が発見されましたが、警察当局により無力化されました。
- ・2019年1月、ナリチクにおいて、警察官がナイフを所持した4人組の男に襲撃され、警察官1人が負傷し、犯人全員が死亡しました。

#### オ 北オセチア・アラニア共和国

- ・2013年10月、ウラジカフカスにおいて、内務省職員が自宅玄関付近で射殺されました。
- なお、同共和国では、2004年にチェチェン武装勢力による学校占拠事件が発生し、約30人が死亡、700人以上が負傷する事件が発生しました。また、同共和国と国境を挟んで隣接するジョージアの南オセチアでは2008年にロシア軍とジョージア軍との間で紛争が発生しており、この地域の最新の情勢を注視する必要があります。
- ・2014年8月、ウラジカフカスのモスクで、イスラム教指導者が何者かにより待ち伏せされ、射殺されました。
  - ・2017年9月21日から22日の未明にかけて、検問所が襲撃され警察官3名が負傷しています。

#### カ カラチャイ・チェルケス共和国

- ・2013年1月、警察署を銃撃した2人組の武装グループが、逃走中に警察に殺害されました。この武装グループは、住民2人を殺害した容疑が持たれています。
- ・2016年10月、ISを支持するテロ集団6名が拘束されました。

#### キ スタヴロポリ地方

- ・2013年12月、ピャチゴルスクの交通安全監督局の建物付近において、3人が死亡する爆弾テロが発生しました。
- ・2014年1月、3つの異なる地区において車内から計6人の遺体が発見される事件が発生し、そのうち2地区では車両近くに爆発装置が設置されていました。

・2016年4月、ノヴォセリツキー地区(スタヴロポリ市から東方)において、警察署を訪れた3人が手榴弾を爆発させ、建物に侵入しようとしたことから、警官が発砲し、容疑者2人を射殺し、1人が自爆しましたが、警察職員及び一般住民には被害はありませんでした。

については、これらの地域について危険情報「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」の発出を継続しますので、同地域への渡航はどのような目的であれ、止めてください。既に同地域に滞在されている方は、退避手段等につきあらかじめ検討してください。また、登山のため、ガバルダ・バルカル共和国を経由してロシア・ジョージア国境の山岳地帯に向かう方がいますが、上記の理由から、同共和国への渡航は止めてください。

(2) 上記を除く地域(首都モスクワ市を含む):

レベル1:十分注意してください。(継続)

今後景気後退による一般犯罪の増加や愛国主義の高揚による排外的機運の高まりにつながる可能性もあり注意していく必要があります。また、当局による大規模な不法移民や無許可タクシー、両替所の摘発が継続的に行われています。

一般国民による反体制抗議運動は、集会法の罰則強化やNPO 外国エージェント法採択等により実施されにくい状況になっていますが、モスクワ市内では、反政権活動家の抗議集会等が断続的に開催されています。これらの活動はSNSを通じて参加が呼びかけられ、参加者は数千人、数万人規模となる場合があります。一部の無許可集会等の参加者が治安当局に逮捕されていますので、無用なトラブルを回避するためにもこれらの集会やデモには近づかず、万一遭遇した場合には直ちに現場から離れるよう留意してください。

ア ロシア中西部に位置するタタルスタン共和国では、2012年7月、イスラム教指導者が自動車爆弾テロにより負傷する事件が発生しました。また、同年8月にも自動車爆弾テロにより3人が死亡しました。

イ ロシア西部ニジニ・ノボゴロドでは、2018年5月、警察官の職務質問中に発砲した男が、その後、アパートに立て籠もり、銃撃戦に発展し、警察官3人が負傷しました(6日、ISILとの関係を有する「アマーク通信」が、同テロ事件の実行犯について、「イスラム国」の兵士であったと主張)。

ウ ヴォルゴグラード州では、2013年10月、路線バスを狙った自爆テロが発生し、6人が死亡、50人以上が負傷しました。また、同年12月には、公共交通機関(鉄道駅、バス)を狙った自爆テロが連続して発生し、計34人が死亡、70人以上が負傷しました。2014年に入ってから、現在まで特段のテロ等は発生しておらず、比較的治安は安定していますが、2016年4月、シリアのISILへの参加を呼びかけていた5人のイスラム過激派が、テロ活動を準備したとして拘束される等、潜在的な脅威は存在しています。渡航・滞在に当たっては十分に注意してください。

エ ソチでは、2010年11月、ソチ駅隣のマツェスタ駅近くで爆発があり、負傷者はなかったものの、列車の運行が一時停止されました。ソチは、「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」の危険情報が発出されている北コーカサス地方と隣接しています。上記のとおり、同地方においてテロが相次いで発生していることを踏まえ、ソチへの渡航に当たっては、十分注意してください。

オ 現下のウクライナ情勢に伴い、ウクライナ東部との国境付近は不安定な状態が続いており、以下のとおり以前は砲弾による死者が発生した例もあります。情勢が更に不安定化する可能性があります。また、同地域では関連当局による旅券、査証等の確認が厳しく実施されており、申請と異なる旅程が発覚した際には長時間拘束される可能性があります。

(ア) 2014年7月13日、ロシアのロストフ州にある民家が被弾し、民間人1人が死亡、1人が負傷しました。

(イ) 2014年7月25日、ロシアのロストフ州にあるウクライナとの国境検問所や税関付近等にウクライナからの砲弾が着弾したとロシア側が発表しました。

(ウ) 2018年11月、ウクライナ海軍の艦船がロシア国境警備局に拿捕されたことを受け、ウクライナがロシアとの国境地域に戒厳令を敷いて16-60歳のロシア人男性の入国を原則禁止する措置をとりました。戒厳令は同12月に解除されました。

カ ロシアでは国境付近や軍事関連施設等外国人の立ち入りが制限されている場所がありますが、標識等が設置されていなかったり、ロシア語のみの表示であるため、気づかないうちに立ち入ってしまうことがあります。知らない場所等を訪れる際には外国人の立ち入り制限区域がないかあらかじめ旅行会社や地元関係者等に確認し、立ち入りが制限されている場所には近づかないよう注意してください。

「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」が発出されている地域を除き、モスクワ市やサンクトペテルブルク市を含む、ロシア全土については危険情報「レベル1:十分注意してください。」の発出を継続します。各都市に渡航・滞在を予定されている方は、渡航・滞中に当たって十分な注意が必要です。上記の事情を考慮し、不特定多数の人が集まる場所への訪問、公共交通機関の利用、不要不急の繁華街への外出をできるだけ控えてください。仮に、こうした場所に行く必要がある場合には周囲の状況に十分注意を払うとともに、万一に備えて、行動予定を家族や知人等に伝える等安全対策に十分心掛けてください。

### 3. 滞中に当たっての注意

滞在中は、上記情勢及び下記の事項に十分留意して行動し、危険を避けるようにしてください。

(1) 海外渡航の際には万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3か月以上滞在中の方は、在ロシア連邦日本国大使館又はロシア国内の各日本国総領事館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時にお住まいの地域を管轄する在外公館からの連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。( <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/> )

#### (2) 治安面での注意事項

ア 外国人を狙った犯罪としては、強盗やスリ、置き引き、詐欺といった金品奪取を目的とする事件が多発しているほか、外国人排斥を主張するグループ等による殺人、傷害事件も多発しており、主要都市では日本人を含むアジア人の被害者も出ています。犯罪手口の詳細等については《安全対策基礎データ([https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure\\_178.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_178.html))》を御参照ください。

イ 外出の際には、身の周りの安全に十分注意してください。可能な限り夜間の外出は控える、外出の際は複数人で行動するなどして、犯罪に巻き込まれないようにしてください。また、携帯電話を携帯するなど連絡手段を確保するようにしてください。

ウ テロ事件や不測の事態に巻き込まれることのないよう、最新の関連情報の入手に努め、テロの標的となる可能性がある場所(政府関係施設(特に軍、治安機関など)、公共交通機関、大型商業・遊興施設等)にはできる限り近づかない、大勢の人が集まる場所では警戒する、周囲の状況に注意を払う、夜間の一人歩きは極力避けるなど安全確保に十分注意を払ってください。また、テロ事件が発生した場合の対応策を再点検し、状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう心掛けてください。

エ 夏季には、オートバイにて、ハバロフスク～チタ～イルクーツク～ノヴォシビルスク等を経由した旅行等をする方がいますが、これまでも、当該ルートでは、邦人が交通事故のみならず、強盗・殺人等の凶悪犯罪被害に遭った事例(2012年5月ザバイカル地方にてオートバイによる単独旅行中の邦人がテントで就寝中にナイフで殺害された)もあり、特に単独での行動時に被害に遭うことが多いことから、無理のない旅行日程の計画は元より、安全なルートの選択、宿泊場所の選定につき十分慎重な検討をしてください。

オ 最近、モスクワ市内や空港で無許可タクシー運転手による金品強奪事案や法外な額を請求される事例が頻発していますので、空港のカ

ウンター、電話やインターネット、スマートフォン等で予約可能な正規の信頼性の高いタクシーの利用や鉄道等の利用をお勧めします。

### (3) 交通事情

ロシア国内の交通事情は悪く、大きな交通事故がたびたび発生していますので、安全対策には十分注意してください。

### (4) その他

ア 「レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」の危険情報が発出されている地域にやむを得ず滞在されている方は、不測の事態に備え、食料、飲料水等を備蓄しておくとともに、旅券、貴重品、衣類等をいつでも持ち出せるよう準備しておき、さらに、退避手段等についても常時確認しておくようにしてください。

イ ロシアでは、軽微な行政法違反であっても複数回処分されると国外退去の上、その後数年間再入国ができなくなることがあります。ロシアの法令を遵守することはいうまでもありませんが、日頃の行動には十分注意してください。

4. 隣接するアゼルバイジャン、ウクライナ、カザフスタン、ジョージア、ベラルーシ、中国について、別途それぞれ「危険情報」を発出していますので、これらの情報にもご留意ください。

### (問い合わせ窓口)

#### ○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

#### (外務省内関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)(内線) 2306

○領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連)(内線) 3047

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

#### (現地日本国大使館・総領事館連絡先)

##### ○在ロシア連邦日本国大使館

住所: Grokholsky Pereulok 27, 129090, Moscow, Russia

電話: (市外局番 495) 229-2550 又は 229-2551

国外からは(国番号 7) 495-229-2550 又は 229-2551

ファックス: (市外局番 495) 229-2555 又は 229-2556

国外からは(国番号 7) 495-229-2555 又は 229-2556

ホームページ: <http://www.ru.emb-japan.go.jp/japan/index.html>

##### ○在ウラジオストク日本国総領事館

住所: Ulitsa Verkhne-Portovaya 46, Vladivostok, Primorsky Krai, 690003, Russia

電話: (市外局番 423) 226-74-81



国外からは(国番号 7) 423226-74-81

ファックス: (市外局番 423) 226-75-41

国外からは(国番号 7) 423-226-75-41

ホームページ:<http://www.vladivostok.ru.emb-japan.go.jp/jap/index.html>

○在サンクトペテルブルク日本国総領事館

住所:Nab. Reki Moiki 29, Sankt-Peterburg, 191186 Russia

電話:(市外局番 812) 314-1434 又は 314-1418

国外からは(国番号 7) 812-314-1434 又は 314-1418

ファックス: (市外局番 812) 710-6970

国外からは(国番号 7) 812-710-6970

ホームページ:<http://www.st-petersburg.ru.emb-japan.go.jp/indexjp.htm>

○在ハバロフスク日本国総領事館

住所:Ulitsa Turgeneva 46, Khabarovsk, Khabarovskiy krai, 680000, Russia

電話:(市外局番 4212) 413044 又は 413045 又は 413046

国外からは(国番号 7) 4212-413044 又は 413045 又は 413046

ファックス: (市外局番 4212) 413047

国外からは(国番号 7) 4212-413047

ホームページ:[http://www.khabarovsk.ru.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.khabarovsk.ru.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在ユジノサハリンスク日本国総領事館

住所:Lenin St. 234, 5th Floor, Yuzhno-Sakhalinsk, Sakhalinskaya Oblast 693020, RUSSIA

電話:(市外局番 4242) 72-60-55 又は 72-55-30

国外からは(国番号 7) 4242-72-60-55 又は 72-55-30

ファックス: (市外局番 4242) 72-55-31

国外からは(国番号 7) 4242-72-55-31

ホームページ:<http://www.sakhalin.ru.emb-japan.go.jp/>